

企「高齢者等ごみ出し支援事業」をスタートします！

ご自身でごみステーションまでごみを運ぶことが難しく、身近な方の協力が得られない世帯を対象に、市の委託業者がご自宅の玄関先(敷地境界線付近)までごみを収集に伺う新しい事業です。

💡 制度のポイント

- 収集するごみ: 日常(可燃)ごみ(週1回)、資源物(月1回)、新分別(月1回)
- 収集場所: ご自宅の敷地境界線(道路との境目)付近
※収集業者が敷地内に入ることはありません。
- 費用: 無料



☑ あなたは対象ですか？(利用条件)

以下の【A】と【B】の両方の条件を満たす世帯が対象です。

(※どなたか一人でも、以下の条件に当てはまらない方が同居している場合は対象外となります)

【A】世帯全員が、次のいずれかに該当する世帯

1. 高齢者の方
 - 要支援また要介護の認定を受けている方
 - 介護予防・日常生活支援総合事業の対象となっている方
2. 障がいのある方
 - 身体障害者手帳 1級または2級(呼吸器以外の内臓障がいのみを有する場合を除く)をお持ちの方
 - 療育手帳Aをお持ちの方
 - 精神障がい者保健福祉手帳 1級をお持ちの方
3. 妊産婦の方
 - 母子健康手帳の交付を受けてから、産後 1年以内の方(配偶者や親族の支援が得られない場合に限る)
4. 義務教育を修了していない方



【B】周辺の協力が得られない場合

- 同居のご家族や、近隣に住む親族などの協力が得られないこと。

⚠️ ご利用にあたっての注意事項

- 対象地域と住居: ステーション収集の地域で、前頁「利用条件」に該当し、ご自身でごみステーションまで排出することが困難な方が対象です。
※マンションやハイツ等の共同住宅にお住まいの方は、この事業の対象となりません。
- 出す場所のルール: 収集業者は敷地内には立ち入りません。必ず収集日当日の決められた時間までに、道路との境界線付近にごみを出していただく必要があります。
- 対象外のごみ: 引っ越しに伴う大量のごみや、粗大ごみ、家電リサイクル品などはこの事業では収集できません。

📞 まずはお気軽にご相談ください

「自分は対象になるのか?」「手続きはどうすればいいのか?」など、まずはお電話またはメールにてお気軽にご相談ください。

ご本人による申請が難しい場合は、ご親族の方や担当のケアマネジャー等による代理申請も受け付けております。



【お問い合わせ】

和泉市役所 環境政策室(生活環境担当)

電話番号:0725-99-8122(直通)

メール:seikan@city.osaka-izumi.lg.jp

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:45～17:15